

議事概要	
会議の名称	令和7年度第1回長久手市特別職報酬等審議会
開催日時	令和8年1月21日(水) 午後3時30分から午後5時30分まで
開催場所	長久手市役所会議室棟2階 会議室H
出席者氏名 (敬称略)	<p>会長 石橋 健一          委員 川本 達志          委員 川本 達也          委員 川本 さつき          委員 喜多 純子          委員 岡崎 信久          委員 水野 昌子          委員 伊藤 勇気</p> <p>市長</p> <p>事務局 市長公室長          市長公室次長          人事課長          人事課課長補佐          人事課給与厚生係長          財政課長          議会事務局議事課長</p>
欠席者氏名 (敬称略)	なし
傍聴者人数	なし
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	<p>1 あいさつ          2 委嘱状交付          3 会長及び職務代理者の選任          委員の互選で、会長は石橋健一委員に決定した。          会長の指名で、職務代理者は川本達也委員に決定した。          4 審議会への諮詢 市長          5 本市の特別職(議会の議員及び三役)の報酬等について          報酬等が適正か審議を行い据置きとの結論になった。</p>
問合せ先	長久手市役所市長公室人事課 電話 0561-56-0604
備考	

## 議事録

あいさつ	市長	お忙しい中、本審議会に出席いただきまして、ありがとうございます。 本審議会は、市長、副市長、教育長の3役と議員の報酬等が適正なものか審議をいただくものであり、活発な議論をお願いしたい。
辞令交付		机上での委嘱状交付による委員任命
会長選出		委員の互選で、会長は石橋健一委員に決定した。
	会長	職務代理者に川本達也委員を指名する。
諮詢問		市長が会長に諮詢書を手渡し、本市の特別職(議会の議員及び三役)の報酬等の改定要否についての答申の検討を行う。
	事務局	資料について説明
	会長	市長からの諮詢により、本審議会にて本市の特別職の報酬等の改定の要否を審議する必要がある。社会情勢や長久手市の財政状況等を踏まえて委員各位の御意見を伺いたい。
委員		経営者の立場からすると、物価高で会社の経営としては厳しいが、従業員は宝であることから賃金は引上げ、経営者は引下げてもよいという思いである。物価が上がっているから特別職の給料等を引上げるのはおかしいと思う。一般企業の賃上げと特別職及び議員の給料等の引上げは意味合いが異なる。財政の見通しが厳しいのであれば、経営者として身を切る覚悟を示すメッセージを発信すべきである。
委員		昨年度、令和8年度当初予算を編成するために事業総点検を行い、事業を削減するということであったが、目標は達成したのか。
事務局		事業総点検では2年間で4億円を削減する目標を掲げ昨年12月に達成した。しかし、物価高の影響を受けていることは確かで、総合的に勘案すると令和8年度の予算見通しがたつという状況である。
委員		財政状況が厳しいとのことだが、歳出をみると市独自のものが増えているだけでなく、国策によるものなどもあるので市の権限がどこまで及ぶのか難しいところである。
委員		国の社会保障はどこの自治体でも行わなければならぬため市長の責任ということではない。その他に財政を圧迫するふるさと納税は、多くが市外に流出してしまっているため、流出を食いとめることをやってほしい。
事務局		個人のふるさと納税は、流出も多いうえに受入を増やすにしても手数料で出ていってしまう。企業版ふるさと納税は市外の企業から納税してもらっている。本市は、財政力指数が1.07で不交付団体となっていて国からの補填がない。また、国からの事業であっても、交付団体のように国からは充当されず、全て市の持ち出しどとなる。収入を得る方策として、企業版ふるさと

納税などを進めていく行政マーケティング推進室の発足を考えている。

事務局

財政力指数は、標準的な行政運営をした場合に市税等でまかなえるかどうかを国が算定し、人口、年齢、面積等から判断することになっている。本市は、面積はコンパクトで、平均年齢が低く、高齢者が少ないことも、財政力指数が高くなる要因となっている。

委 員

財政力指数をどう見るかだと思う。数値から見ると、財政は豊かとまではいえなくても悪いとはいえないようだ。

委 員

令和4年度、令和5年度の0.3パーセントの給料等の引上げは、人事院勧告に基づくものか。

事務局

人事院勧告に準じた引上げ率である。

委 員

兼業している議員は多いのか。

事務局

議員16人中7人が兼業である。

委 員

議員の魅力の一つに報酬もあると考える。報酬が低いと新たな立候補者も出ず、定数割れになる可能性がある。

会 長

議員も働きがいが大事である。市に対して提言やアドバイスなどを行ったり、執行部と一緒に市政を盛り上げたりしているという部分が見えてよい。

委 員

宮崎県日向市の特別職報酬等審議会の事例として、議員の定数を20人から10人に削減し、議員の報酬を1.7倍に上げるという答申がされたがアイデアの一つではないかと思う。

委 員

議員の報酬を引上げる案の一つではあるが、議員定数を減らすと活動に影響がある。国の定める定数に対して規定がどの様になっているかである。

委 員

議員定数を減らすと少数意見が拾えなくなり、勢力のある人達の意見だけが取りあげられる。

会 長

他に御意見はあるか。

委 員

特別職は、民間で例えると経営者に相当し、若い世代が力を発揮する意欲を高められるよう給料を引上げる必要があるが、特別職については引上げる源がなければ、身を削ることはやむを得ない。

委 員

人件費が上がっているといつても介護などの現場では低い賃金で働いている。議員の報酬は近隣自治体等と比較すると低いと思うが、世の中全体で考えると、今は引上げる必要はないと思う。

委 員

ふるさと納税について、なぜジブリを巻き込まないのかという声をよく聞く。長久手市は珍しく子どもが多いまちである。財政状況が厳しいと子どもに関する予算が削られないか心配である。

委 員 世の中の物価高騰を考えると特別職は引上げるのはどうかと思うが、議員は引上げてもよいと思いつつ、事業を見直して4億円を削減しているのに引上げる必要があるのかとも思う。事業削減については不安を感じる。

会 長 事業総点検の内容について説明してほしい。

事務局 事業総点検で338事業について見直し、縮小及び廃止した。中には、高齢者マナカチャージ券や福祉の家の温浴施設など市民生活に影響があるものもある。スクラップアンドビルトできていないものや、過去は国や県から補助金があったが、現在は補助金がないのに実施しているような事業などを廃止した。事業総点検の結果、他の自治体にはない長久手の特色のある事業を廃止することになった。今後は、予算削減のために庁舎の開庁時間も見直す予定である。現状として働き手の流出が多いため、職員の働く環境を整えて優秀な人材を獲得していく必要がある。

会 長 執行部は大変であったと思う。他に御意見はあるか。

委 員 会社に例えると特別職は経営者であるが、議員は経営者ではないため分けて考える必要がある。

会 長 委員の御意見のとおりである。まずは、特別職の給料について、皆さんの御意見をまとめると、厳しい財政状況を鑑みて据置きとすることですか。

(賛成全員)

委 員 据置きはよいが、厳しい財政状況が続く状況で、どのような状態になったら給料を引上げる検討をするのか基準を設けておいた方がよいのではないか。

委 員 財政見通しとして、歳入が歳出を超えて黒字になったら引上げてよいのではないか。

事務局 あくまで見通しであるため、今後黒字になることは難しい。

委 員 税収が増えて、よい市民サービスを充実させることができれば引上げてもよいのではないか。

会 長 特別職の給料を引上げる条件を、市民の満足度とするのか、財政状況とするのかは難しい。特別職の給料については、据置くこととし、引上げる条件を付すべきという意見があったことを答申書に添えることですか。

(異議なし)

会 長 次に議員の報酬について、皆さんの御意見は据置くという意見が多数であったがよろしいか。

委 員 議員報酬が引上げられないままだと、議員を辞めてしまったり、新しい議員のなり手が出てこなくなってしまう。議員定数割れにもつながることから議員の報酬は引上げるべきである。

会 長 議員の報酬については、据置くこととするが、議員のなり手不足にもつながることから引上げるべきという意見も出たことを答申書に添えることですか。

(異議なし)

会 長 他に御意見はあるか。

- 委 員 議員が報酬以外でも収入が得られるよう兼業する議員がもっと増えるとよい。
- 委 員 次年度以降の審議会に向けてであるが、特別職及び議員の報酬等をどの程度引上げたら財政にどの程度の影響があるのかがわかる資料があると議論がしやすい。
- 会 長 次年度以降の参考とさせていただく。
- 会 長 審議いただいたように、報酬等については据置くことと決定する。  
(市長898,000円、副市長731,000円、教育長665,000円、議長497,000円  
副議長431,000円、委員長379,000円、副委員長374,000円、議員369,000円)
- 答申書の内容として御意見を添えることとする。答申書の作成は、会長に一任いただき、後日市長へ答申する。
- 会 長 閉会あいさつ
- 事務局 会長に答申いただいた書面は、後日、各委員へ送付する。